

産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について

22生産第10888号
平成23年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年9月1日 23生産第4223号

最終改正 平成24年4月6日 23生産第6153号

この度、産地活性化総合対策事業の実施に係る産地活性化総合対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

産地活性化総合対策事業実施要綱

第1 趣旨

近年、農産物価格が低迷しているにもかかわらず、資材価格の高騰等により生産コストが上昇し、農業の収益性の低下を招いており、産地における収益力を向上させる取組が必要となっている。

また、我が国としては、新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）において、平成32年度における供給熱量ベース食料自給率50%の実現に向けて、戦略作物（麦、大豆、飼料作物等）の大幅な生産拡大を目標として掲げており、この達成のための産地における取組も必要である。

このことを踏まえ、幅広い品目の生産技術力の向上、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、さとうきびの全島適正防除の推進、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通合理化等の取組を支援するとともに、戦略作物の大幅な生産拡大を図るため、戦略作物の生産体制の整備、粗飼料の広域流通体制の整備等を支援し、もって産地の収益力の向上及び食料自給率の向上を通じた産地の活性化を図ることとする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率及びリース料助成率は、それぞれ別表1から別表6までに定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長が特に必要と認める場合にあっては、別表1から別表6までに定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

1 産地収益力向上支援事業

- (1) 新技術導入地区事業
- (2) 有機農業地区推進事業
- (3) 地域作物支援地区推進事業
- (4) 農業所得向上新分野支援地区事業
- (5) 地域バイオマス支援地区推進事業
- (6) 乳業再編地区事業
- (7) 食肉等流通合理化地区事業
- (8) 全国推進事業

2 自給率向上重点支援事業

- (1) 麦・大豆等生産拡大地区事業
- (2) 飼料生産拠点育成地区事業（農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型を含む。）
- (3) 全国推進事業

3 1及び2に付随する事業

- (1) 融資主体型補助整備事業

(2) リース事業（農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型）

第3 事業実施期間

- 1 第2の1の(1)から(7)、2の(1)及び(2)に定める事業（以下「地区事業」という。）の事業実施期間は、生産局長が別に定める。
- 2 第2の1の(8)及び2の(3)（以下「全国推進事業」という。）に定める事業の事業実施期間は、1年間とする。
ただし、全国推進事業のうちいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業の実施期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。
- 3 第2の3に定める事業の事業実施期間は、一体的に実施する地区事業の事業実施期間のうち、いずれかの年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、第2の1から3に掲げる各事業の開始前に当該事業の成果目標を第5に定める事業実施計画等にそれぞれ定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関し、必要な事項は、生産局長が別に定める。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成等
 - (1) 地区事業を実施する事業実施主体は、第4の1で定めた成果目標の実現を図るため、生産局長が別に定めるところにより、地区事業の事業実施計画（以下「地区事業計画」という。）を作成し、生産局長が定める場合を除き、都府県にあっては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域、沖縄県及び北海道（第2の1の(5)及び第2の2の(2)の事業を実施する場合に限る。）にあっては、直接。以下同じ。）、地方農政局長（北海道にあっては生産局長（第2の1の(5)及び第2の2の(2)の事業を実施する場合にあっては北海道農政事務局長）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。
 - (2) (1)の地区事業計画については、単年度ごとに作成するものとし、生産局長が別に定める場合を除き、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)の承認の手続を行うものとする。
 - (3) (1)の地区事業計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるところによるものとし、重要な変更に係る手続は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。
 - (4) 全国推進事業を実施する事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、全国推進事業の事業実施計画（以下「全国推進事業計画」という。）を作成し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長による事業実施計画等の承認等
 - (1) 地方農政局長は、提出された地区事業計画について、生産局長に意見を求めた上で、当該意見を踏まえて審査を実施し、生産局長が別に定めるところにより、妥当

であると認めるときは、これを承認するものとする。

- (2) 生産局長は、(1)により地方農政局長から意見を求められた場合には、第11の助成に必要な予算の確保状況等を踏まえつつ、生産局長が別に定めるところにより、第4の1に基づき定めた成果目標が、全国的見地から十分なものとなっているか及び高水準なものであるか等について意見するものとする。
- (3) 生産局長は提出された全国推進事業計画について、審査を実施し、妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 地区事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、当該年度における地区事業の実施状況を、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

- 1 地区事業の事業実施主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、生産局長が別に定めるところにより、自ら評価を行い、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について評価を行うものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏まえるものとする。
- 3 地方農政局長は、2の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、達成するまで毎年度、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
- 4 3により実施した取組の評価については、1及び2までに準じて行うものとする。
- 5 地方農政局長は、2及び4の評価結果を生産局長に報告するとともに、公表するものとする。
- 6 地方農政局長は、3により指導を行った場合には、その内容を生産局長に報告するものとする。
- 7 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。
- 8 全国推進事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。
生産局長は、当該報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。なお、評価に当たっては、外部の有識者の意見を踏ま

えるものとする。

第8 推進指導等

1 事業の推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、生産者等自らの創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、事業実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。

第9 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、以下のとおり管内の情報を共有するものとする。ただし、新技術導入地区事業のうち新技術導入広域推進事業及び全国推進事業は除くものとする。

1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地区事業計画等について、当該事業実施主体が所在する都道府県（以下「関係都道府県」という。）に情報提供をするものとする。

2 1の情報提供を受けた関係都道府県は、地区事業計画等について、各都道府県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長に意見を提出することができる。

3 2の意見の提出を受けた地方農政局長は、第5の2の（1）の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、当該審査結果について関係都道府県に情報提供するものとする。

4 地方農政局長は、第6の1に基づき事業実施主体から提出された地区事業の実施状況及び第6の2に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

5 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況及び自己評価、第7の2に基づく点検評価及び第7の3に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

6 国は、第7の7に基づき事業についての調査を行う場合には、関係都道府県との間で十分な連携を図るものとする。

第10 事業費の低減等

1 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動、機械等の導入及び施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

2 費用対効果分析

施設等の整備事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正かを判断し、投資

が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

第11 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助するものとする。

第12 委任

- 1 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。
- 2 本事業のうち農作業安全対策については、別に定めるところによるものとする。
- 3 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性化型、飼料生産拠点育成型については、この要綱に定めるものとし、地域作物支援型、施設園芸省エネ設備導入型及び畜産新規就農支援型については、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知。以下「産地旧要綱」という。）及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の産地旧要綱及び農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱に基づき平成22年度に事業を実施した者による当該事業の継続実施については、なお従前の例による。
- 4 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のアの一般地区推進事業を現に実施している産地収益力向上協議会が、施設の整備等を実施しようとする場合には、産地旧要綱第2の2の（1）における「一般地区整備事業」については、「融資主体型補助整備事業」と読み換えるものとする。
- 5 3により、なお従前の例によることとされた継続実施事業について、廃止前の産地旧要綱第2の1の（1）のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会においても、第2の3の事業を実施できるものとする。
- 6 平成22年度に実施された3の事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表1 産地収益力向上支援事業（第2の1の（1）から（7）関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 新技術導入地区事業				
1 新技術導入地区推進事業	1 生産技術力を強化する取組 産地の生産技術力を強化する取組を実施し、商品の品質向上や生産コストの削減を図る。 2 効果を促進するための取組 新技術等により生産された農畜産物の販路確保や担い手となる人材育成等の取組を実施し、生産技術力を強化する取組の効果の促進を図る。 3 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を毎年度検討する。 4 高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組 （1）水稲不耕起乾田直播栽培等の省力・低コスト栽培技術 （2）麦類の増産のための省力・低コスト栽培技術 （3）大豆300A技術等を核とした省力・多収性安定生産技術 （4）露地野菜 ア 露地野菜向け部分施肥技術 イ 加工用ほうれんそう機械化栽培技術 （5）施設園芸 ア いちごのクラウン温度制御技術 イ 夏秋期の高品質いちご栽培技術 ウ 単為結果性なす品種 エ トマトの低段密植多回転栽培技術 （6）果樹 ア 落葉果樹の溶液受粉技術 イ マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術 ウ りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術 エ なしの盛土式根域制御栽培技術 オ なしのジョイント栽培技術 （7）その他の作物	産地収益力向上協議会 （市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1又は4の取組のうちのいずれかを必ず行うこと。 また、本事業を実施するにあたっては、3及び5の取組を必須とする。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容欄の1及び2の事業については、1／2 2 事業内容欄の追加的な取組の1の事業については、定額、1／2 3 事業内容欄の4、5及び追加的な取組の2の事業については、定額

	ア ばれいしょの省力・高品質生産技術 イ 茶の収益性向上に資する高度生産技術 ウ こんにゃくいもの機械化適正品種の導入による省力化及び低コスト化栽培技術 エ 落花生の多収・省力化及び加工技術の開発 (8) 畜産 ア 発酵リキッドフィーディング技術 イ 稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術 ウ 高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術 (9) 高度環境制御栽培施設関連技術 (10) 地域特認技術 5 技術導入支援チームに関する取組 【追加的な取組】 1 農業生産工程管理体制構築に関する取組 2 花粉交配用昆虫等国内供給力強化の取組			
2 新技術導入地区整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 (1) ほ場整備 (2) 園地改良 (3) 優良品種系統への新植・改植・高接 (4) 暗きょ施工 (5) 土壌土層改良 2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備 (1) 飼料作物作付条件整備 (2) 放牧利用条件整備 (3) 水田飼料作物作付条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 公社 5 土地改良区 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農業生産法人 8 特定農業団体 9 その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） 10 特認団体（生産局長が別に定めるものをいう。）	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 新技術導入地区推進事業と一体的に実施するものであること。 2 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 3 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 4 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 5 生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。	整備する施設等ごとの事業費の1／3以内

	(8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設 4 畜産物共同利用施設整備 (1) 産地食肉センター (2) 家畜市場 (3) 食鳥処理施設 (4) 鶏卵処理施設 (5) 家畜飼養管理施設 (6) 自給飼料関連施設			
3 新技術導入 広域推進事業	1 新技術導入検討会の開催 2 新技術の実証・改良 3 新技術導入効果の分析・評価 4 現地検討会の開催 5 技術マニュアルの作成 6 成果発表会の開催	都道府県	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	定額
II 有機農業地区 推進事業	1 本事業の推進に関する検討 2 有機農業における販売企画力強化に関する取組 3 有機農業における生産技術力強化に関する取組 4 有機農業における人材育成力強化に関する取組	有機農業協議会 (市町村等の区域において、 生産局長が別に定める要件を 満たすもの。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。 2 事業内容欄の1及び2から4までの取組のうち、いずれか二つ以上必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。	定額

			6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること 7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
Ⅲ 地域作物支援 地区推進事業	1 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (1) でん粉原料用いもの適正生産技術の確立 (2) 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立 (3) でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立 (4) 品質管理機器の整備	1 国内産いもでん粉高品質化推進事業 事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 民間企業 (2) 特例民法法人 (3) 公益社団法人 (4) 公益財団法人 (5) 一般社団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。） (6) 一般財団法人（特例民法法人から移行した法人で、国が所管するものを除く。以下同じ。） (7) 農業協同組合 (8) 農業協同組合連合会 (9) 事業協同組合 (10) 事業協同組合連合会 (11) 試験研究機関（事業内容の欄の(1)から(3)の事業についてのみ対象）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 2 事業が実施されることが確実であると見込まれること。 3 事業内容欄の1の事業については、事業の内容がでん粉原料用いも又は国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産に寄与すると認められること。 4 事業内容欄の2の事業については、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 事業内容が、さとうきび害虫等について、地域の特性に応じ、環境にも配慮した適切な防除を島全体で行い、早期の生産回復に寄与すると認められること。 (2) 事業実施地区が、指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項に規定する指定地域をいう。）の区域内にあること。 5 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1 事業内容欄の1の事業については、1／2以内 2 事業内容欄の2の事業については、定額（事業内容欄の2の(1)及び(2)の取組については、事業の対象となる作付面積に10アール当たり2,200円を乗じた額を上限とする。）
	2 さとうきび全島適正防除推進事業 (1) さとうきび害虫等に関する防除資材・機材の導入及び使用 (2) ほ場及びほ場周辺の除草 (3) その他事業の目的を達成するために必要な取組	2 さとうきび全島適正防除推進事業 事業内容の欄の事業実施主体は次に掲げる者とする。 (1) 農業協同組合 (2) 民間団体・民間企業 （生産局長が別に定める		

		ものをいう。） (3) 協議会（生産局長が別に定めるものをいう。）		
IV 農業所得向上 新分野支援地区 事業				
1 農業所得向上 新分野支援 地区推進事業	1 国産原材料サプライチェーン構築事業 (1) 全品目共通 ア 国産原材料供給・利用協議会の開催 イ 新品種等現地適応性試験の実施 ウ 導入品種等の加工適性試験の実施 エ 種子種苗等の供給体制の整備 オ GAP・トレーサビリティ手法の導入 カ 機械・設備等のリース (2) 安定供給体制確立支援型 ア 野菜及び果樹 (ア) 低コスト流通システムの実証 (イ) 労働力調整・安定出荷体制の確立 (ウ) 園地等の再編の推進 (エ) 園地・栽培施設のリース (オ) 共同利用機械整備 イ 麦類及び豆類 (ア) コスト縮減のための乾燥調製施設再編 (イ) 共同利用機械整備 (3) 付加価値向上等緊急支援型 ア 耕種作物及び畜産物 (ア) 新たな栽培技術等の実証・普及 (イ) 付加価値産地体制の確立 (ウ) 付加価値加工流通体制の確立 (エ) 商品化試験 (オ) 共同利用機械整備 イ 畜産物 商品需給情報管理システムの開発	1 国産原材料サプライチェーン構築事業 国産原材料供給・利用協議会（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）とする。 ただし、事業内容の欄の1の(2)のアの(オ)、イの(イ)及び(3)のアの(オ)の共同利用機械整備については、法人格を有する国産原材料供給・利用協議会及び次に掲げる法人又は団体であって、国産原材料供給・利用協議会の構成員であるものとする。 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (4) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 受益農家が原則として3戸以上であること。 2 事業実施による成果目標を定めていること。 3 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 4 事業内容の欄の1の(2)のアの(オ)、イの(イ)及び(3)のアの(オ)の共同利用機械整備については、1から3までに加え、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 当該機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (2) 共同利用機械整備以外の地区推進事業と一体的に実施すること。	定額 ただし、事業内容の欄の1の(2)のアの(オ)、イの(イ)及び(3)のアの(オ)の共同利用機械整備については1／3以内とする。

		同じ。) (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。) (6) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。)		
	2 青果物広域流通システム構築事業 (1) 青果物広域流通推進協議会の開催 (2) 流通拠点整備及び流通コスト低減に関する先進地調査 (3) 青果物低コスト流通システムの実証 (4) 青果物広域流通検討報告書の作成 (5) その他事業の目的を達成するために必要な取組	2 青果物広域流通システム構築事業 青果物広域流通推進協議会（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）とする。		
2 農業所得向上分野支援地区整備事業	1 国産原材料サプライチェーン構築事業 (1) 安定供給体制確立支援型 ア 野菜及び果樹 (ア) 耕種作物小規模土地基盤整備 a 園地改良 b 暗きょ施工 c 新植・改植・高接 d 土壌土層改良 (イ) 耕種作物共同利用施設整備 a 共同育苗施設 b 農産物処理加工施設 c 集出荷貯蔵施設 d 生産流通加工管理施設 e 農作物被害防止施設 f 生産技術高度化施設 g 種子種苗生産関連施設 イ 麦類及び豆類	1 国産原材料サプライチェーン構築事業 法人格を有する国産原材料供給・利用協議会及び次に掲げる法人又は団体であって、国産原材料供給・利用協議会の構成員であるものとする。 (1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 農事組合法人 (4) 農事組合法人以外の農業生産法人 (5) 特定農業団体 (6) その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。)	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 受益農家が原則として3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標を定めていること。 (3) 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 (4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (5) 事業種類の欄の1の事業内容の欄の1又は2と一体的に実施すること。	1／3以内 ただし、次に掲げる場合にあつては、2／5以内とする。 (1) 対象作物がパインアップルの場合 (2) 沖縄県において家畜飼養管理施設を整備する場合

	(ア) 耕種作物小規模土地基盤整備 a 暗きょ施工 b 土壌土層改良 (イ) 耕種作物共同利用施設整備 a 乾燥調製施設 b 穀類乾燥調製貯蔵施設 c 農産物処理加工施設 d 集出荷貯蔵施設 e 生産流通加工管理施設 f 生産技術高度化施設 (2) 付加価値向上等緊急支援型 ア 耕種作物 (ア) 耕種作物小規模土地基盤整備 a 園地改良 b 暗きょ施工 c 改植 d 土壌土層改良 (イ) 耕種作物共同利用施設整備 a 共同育苗施設 b 乾燥調製施設 c 穀類乾燥調製貯蔵施設 d 農産物処理加工施設 e 集出荷貯蔵施設 f 生産流通加工管理施設 g 農作物被害防止施設 h 生産技術高度化施設 i 種子種苗生産関連施設 イ 畜産物 畜産物共同利用施設整備 (ア) 畜産物加工施設 (イ) 家畜飼養管理施設	(7) 事業協同組合及び事業協同組合連合会 (8) 民間企業（生産局長が別に定めるものをいう。）		
	2 青果物広域流通システム構築事業 耕種作物共同利用施設整備 (1) 集出荷貯蔵施設 (2) 拠点保冷貯蔵施設 (3) 移動式真空予冷装置	2 青果物広域流通システム構築事業 青果物広域流通推進協議会の構成員であって、次に掲げる者とする。		

		(4) 保冷コンテナ	(1) 生産出荷団体 ア 農業協同組合連合会 イ 農業協同組合 ウ 農事組合法人 エ 農事組合法人以外の農業生産法人 オ 特定農業団体 カ その他農業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） キ 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (2) 流通業者 ア 運輸業者 イ 卸売業者		
V 地域バイオマス支援地区推進事業	1 地域バイオマス利活用推進事業 (1) 家畜排せつ物利用検討会の開催 (2) 堆肥成分や施用効果の検討 (3) シンポジウム等の開催 (4) 事業の目的を達成するために必要な取組 2 畜産経営環境調和推進支援事業 (株) 日本政策金融公庫等から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入を行う畜産農家等に対し利子助成を実施する。	1 地域バイオマス利活用推進事業 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (6) 農事組合法人 (7) 農事組合法人以外の農業生産法人 (8) 特定農業団体 (9) 農林漁業者の組織する団体（生産局長が別に定めるものをいう。） (10) 地域バイオマス利活用推進協議会（生産局長が別に定めるものをいう。） (11) P F I 事業者	1 地域バイオマス利活用推進事業 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第120号）第八条の都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画又はこれに準ずる構想等が策定されていること。 2 畜産経営環境調和推進支援事業 利子助成を受ける者は、利子助成を受ける年度において適正に償還が行われていること。	1 地域バイオマス利活用推進事業 定額（1／2以内） 2 畜産経営環境調和推進支援事業 定額	

		(12) 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体 (13) 第3セクター 2 畜産経営環境調和推進支援事業 畜産農家等（畜産業を営む者）		
VI 乳業再編地区事業				
1 乳業再編地区推進事業	1 基本的な取組 (1) 本事業の推進に関する検討 本事業の推進に当たり必要な事項を検討する。 (2) 乳業再編実行計画等の策定等に関する取組 地域と類似する地域の優良事例等を収集し、整備計画の基礎となる乳業再編実行計画等を策定。 2 地域における乳業の再編整備の実施に関する取組 関係者等の意見集約や実態等に関する情報分析等を行い乳業工場の再編整備の実施に必要な調整等を図る。 3 地域における生乳の集送乳の効率化に関する取組 関係者等の意見集約や実態等に関する情報分析等を行い生乳の主出荷の合理化に必要な調整等を図る。 4 乳業工場の廃業に伴う従業員の合理化に関する取組	乳業再編等協議会 （生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業を行おうとする地域が所在する都道府県において、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第二条の三に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図る為の計画が策定されていること。 2 事業内容欄の1及び2又は3のいずれかの取組を必ず行うこと。 3 生産局長が別に定める要件等を満たしていること。	定額 ただし、事業内容の欄の4の事業については、1／3以内（生産局長が別に定める額以内）とする。
2 乳業再編地区整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとし、生産局長が別に定める経費 1 効率的乳業施設整備 (1) 乳業工場施設整備 (2) 乳業工場の廃棄 2 集送乳合理化等推進整備 (1) 大型貯乳施設等整備	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 農業協同組合 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（独立	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 補助要件 (1) 地区推進事業と一体的に実施するものであること。 (2) 事業を行おうとする地域が所在する都道府県におい	生産局長が別に定めるものとする。

	(2) 貯乳施設の廃棄 (3) 需給調整拠点施設整備	行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の2の基準に適合するものに限る。以下同じ。） 4 中小企業等協同組合 5 その他の乳業者（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、2の（1）及び（3）の事業については加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第5条の規定に基づき指定を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会に限る。	て、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第二条の三に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図る為の計画が策定されていること。 (3) 生産局長が別に定める要件等を満たしていること。	
VII 食肉等流通合理化地区事業				
1 食肉等流通合理化地区推進事業	食肉等の流通を合理化するための取組 1 本事業の推進に関する検討 2 食肉等の販売企画力強化に関する取組 3 食肉等の処理加工技術力強化に関する取組 4 生産者の人材育成力強化に関する取組	食肉等流通合理化協議会（市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した食肉等流通合理化プログラムが策定されていること。 2 事業内容の欄の1及び2から4までの取組のうちいずれか一つを必ず行うこと。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。	事業費の1／2以内

			5 産地内における対象品目の産出額が適正に算出されることが見込まれること。 6 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	
2 食肉等流通合理化地区整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 食肉等流通合理化施設整備 1 産地食肉センター 2 家畜市場 3 食鳥処理施設 4 鶏卵処理施設	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社 5 公社 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農業生産法人 8 事業協同組合連合会 9 事業協同組合 10 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 食肉等流通合理化協議会の構成員であること。 2 地区推進事業と一体的に実施することとして、協議会が策定したプログラムの中に、成果目標の達成のために整備する施設であることが位置付けられていること。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 4 当該施設等の整備によるすべての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 5 生産局長が別に定める要件を満たしていること。	整備する施設等ごとの事業費の1/3以内

別表2 産地収益力向上支援事業（全国推進事業） （第2の1の（8）関係）

事業種類	事業実施主体	補助要件	補助率
事業の対象は、次に掲げるとおりとする。	事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。	生産局長が別に定める採択要件を満たすこと	
1 農業生産工程管理体制構築事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
2 地産地消費普及拡大事業	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
3 高度環境制御施設普及・拡大事業 （1）モデルハウス型拠点推進事業	独立行政法人、大学、地方公共団体		定額
（2）環境整備・人材育成事業	民間企業、協同組合、企業組合、協議会		定額
4 みつばち安定確保支援事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
5 国産花き等生販連携体制構築事業 （1）花き商品情報提供強化事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
（2）花き日持ち保証販売実証事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会		定額
（3）い業・畳業者等提携システム構築支援事業	民間企業、協同組合、企業組合、協議会		定額
6 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業	民間企業、協同組合、協議会		定額
7 花き産業活性化事業			

(1) 花きに対する正しい知識の検証・普及事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、協議会	定額
(2) 花育活動推進事業	民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、協議会	定額
8 普及活動情報基盤整備事業		
(1) 普及情報ネットワークシステム整備運営	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	定額（ただし、10の（1）のエの取組にあつては当該取組に要する経費の6/10以内、およびカの取組にあつては1/2以内とする）
ア 専門員手当		
イ 事業運営管理費		
ウ 情報システム整備運営コンサルタント費		
エ 普及データベース構築・提供費		
オ 情報システムメンテナンス費		
カ 外部データベース活用費		
(2) 広域連携・活動支援システムの構築	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	定額
9 革新的農業技術習得支援事業		
(1) 研修ニーズ調査等の実施	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	定額
(2) 革新的農業技術に関する研修		
ア 革新的な新技術の習得	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	
イ 最先端の分析技術の習得	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	
ウ 民間の先導的な技術の習得	民間企業、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、協議会	
10 ニュービジネス育成・強化支援事業	特定非営利活動法人、協議会	定額

11 乳業再編整備促進事業	生産局長が別に定める要件を満たす特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、協議会		定額
---------------	--	--	----

別表3 自給率向上重点支援事業（第2の2の（1）及び（2）関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 麦・大豆等生産拡大地区事業				
1 麦・大豆等生産拡大地区推進事業	麦、大豆、新規需要米等戦略作物において、産地における生産拡大に向けた計画策定や体制づくり等を実施する。	麦・大豆等生産拡大推進協議会（市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）生産局長が別に定める事業対象作物の増産に取り組むこと。 （2）受益農家及び農業参加者が原則として5戸以上であること。 （3）事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 （4）生産局長が別に定める事業実施期間において、事業が継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること。 （5）生産局長が別に定める要件を満たしていること。	1／2
2 麦・大豆等生産拡大地区整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 （1）耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 暗きょ施工 ウ 土壌土層改良 エ 小規模公害防除 （2）耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設	事業実施主体は、次に掲げる者とする。 （1）市町村 （2）農業協同組合連合会 （3）農業協同組合 （4）公社 （5）土地改良区 （6）農事組合法人 （7）農事組合法人以外の農業生産法人 （8）特定農業団体 （9）その他農業者の組織する団体（生	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 （1）麦・大豆等生産拡大推進事業と一体的に実施すること。 （2）受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 （3）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれ	整備する施設等ごとの事業費の1／3以内（ただし、生産局長が別に定める場合にあつては、生産局長が別に定める率以内）

	オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 生産技術高度化施設 ケ 種子種苗生産関連施設	産局長が別に定めるものをいう。） (10) 民間事業者	ること。 (4) 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。	
3 多収性稲種子の安定供給支援事業	多収性稲種子の安定供給支援は、都道府県段階における多収性稲種子の安定供給に向けた取組を実施できるものとし、事業対象となる取り組みは、次に掲げるとおりとする。 (1) 多収性稲種子の需要の調査及び生産計画の策定 (2) 多収性稲種子の生産に係る技術指導 (3) 多収性稲種子の安定供給システムの構築	民間団体（生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	生産局長が別に定めるところによる。	定額
II 飼料生産拠点育成地区				
1 飼料生産拠点育成地区推進事業	飼料作物において、産地における生産拡大、放牧の拡大及び粗飼料の広域流通体制の整備に向けた計画策定や体制づくり等を実施する。	飼料自給率向上協議会 （市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。）	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 生産局長が別に定める内容を記載した飼料自給率向上プログラムが策定されていること。 2 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 3 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。 4 産地内の自給率が適正に算出されることが見込まれること。 5 事業が3年間を上限として実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること。 6 生産局長が別に定める基準	1 / 2 以内

			等を満たしていること。	
2 飼料生産拠点育成地区整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 飼料生産組織経営高度化支援整備 生産局長が別に定める飼料生産組織経営高度化施設とする。 2 TMRセンター整備（生産局長が別に定めるTMRセンター施設とする。） 3 広域流通拠点整備 生産局長が別に定める広域流通拠点施設とする。 4 放牧実施体制整備 生産局長が別に定める放牧関連施設とする。	事業実施主体は次の（１）から（１０）までのいずれかに該当する者とする。 （１）農業協同組合及び農業協同組合連合会 （２）公社 （３）農事組合法人 （４）農事組合法人以外の農業生産法人 （５）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。 （６）特定農業団体 （７）農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次のアからウまでの要件に適合するもの。 ア 農業を主たる事業として営んでいること。 イ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であつて、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。 ウ 持分会社にあつては、農業を	事業実施主体への補助要件は、次に掲げるとおりとする。 （１）飼料生産拠点自給率向上協議会の構成員であること。 （２）受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。 （３）当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 （４）生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。	1／3以内

		営む個人が業務を執行する社員 の数の過半を占めること。 (8) 農業を営む個人が構成員となっ ている団体であって、次のア及び イの要件に適合するもの。 ア 農業を営む個人が直接の主た る構成員であること。 イ その規約が次に掲げる次に掲 げる要件の全てに該当している こと。 (ア) 代表者及び代表権の範囲並 びに代表者の選任の手続を明 らかにしていること。 (イ) 意志決定の機関及びその方 法について定めがあり、意志 決定に対する構成員の参加を 不当に差別していないこと。 (ウ) 収支計算書、会計帳簿を作 成している等の財務及び会計 に関する必要な事項を明らか にしていること。 (9) 土地改良区 (10) その他農林水産省生産局長（以 下「生産局長」という。）が認め る団体。		
3 飼料生産拠 点育成地区リ ース事業（農 畜産業機械等 リース支援事 業（飼料生産 拠点育成型））	事業の対象は次のとおりとする。 リース方式による生産局長が別に定める農業 機械の導入。	飼料自給率向上協議会	生産局長が定めるところによる。	定額（生産局長が 別に定める額以内）

別表 4 自給率向上重点支援事業（全国推進事業） （第 2 の 2 の（3）関係）

事業種類	事業実施主体	補助率
事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 大豆価格形成安定化事業	事業種類の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 財団法人日本特産農産物協会（昭和19年2月18日に財団法人日本特殊農産物協会という名称で設立された法人をいう。）	定額

別表 5 融資主体型補助整備事業 (第2の3の(1)関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
融資主体型補助整備事業	事業の対象は、次に掲げるとおりとする。 ただし、4の(7)にあつては別表1のⅤの事業、5にあつては別表1のⅢの事業、6にあつては別表1のⅡの事業と一体的に実施するものに限るものとする。 1 耕種作物小規模土地基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 園地改良 (3) 優良品種系統への新植・改植・高接 (4) 暗きょ施工 (5) 土壌土層改良 2 飼料作物作付け及び家畜放牧等条件整備 (1) 飼料作物作付条件整備 (2) 放牧利用条件整備 (3) 水田飼料作物作付条件整備 3 耕種作物共同利用施設整備 (1) 共同育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設 4 畜産物共同利用施設整備	事業内容の欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 市町村 2 農業協同組合連合会 3 農業協同組合 4 公社 5 土地改良区 6 農事組合法人 7 農事組合法人以外の農業生産法人 8 特定農業団体 9 その他農業者の組織する団体(生産局長が別に定めるものをいう。) 10 特認団体(生産局長が別に定めるものをいう。)	補助要件は、次に掲げるとおりとする。 1 地区事業と一体的に実施するものであること。 2 当該整備事業に要する費用に占める融資の割合が5割を超えるものであること。 3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。ただし、別表1のⅤの事業と一体的に実施する家畜排せつ物利活用施設については受益農家が3戸以上であること。 4 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 5 生産局長が別に定める基準等を満たしていること。 6 生産局長が別に定める事項の確認が行われていること。	整備する施設等ごとの事業費の1/10以内

	(1) 産地食肉センター (2) 家畜市場 (3) 食鳥処理施設 (4) 鶏卵処理施設 (5) 家畜飼養管理施設 (6) 自給飼料関連施設 (7) 家畜排せつ物利活用施設 5 国内産いもでん粉製造施設整備 (1) でん粉製造施設 (2) 廃棄物有価物化施設 6 有機農業共同利用施設整備 (1) 技術支援施設 (2) 有機種苗生産施設			
--	---	--	--	--

別表6 リース事業 (第2の3の(2)関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	リース料助成率
農畜産業機械等 リース支援事業 (産地活性化型)	事業の対象は別表1のⅠ、Ⅱ及び別表3のⅠの1の事業と一体的に実施する次の取組とする。 1 リース方式による生産局長が別に定める農業機械の導入。 2 リース方式による生産局長が別に定める園芸施設の導入。	別表1のⅠ、Ⅱ及び別表3のⅠの1の事業の事業実施主体	定額(生産局長が別に定める額以内)